

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 5 0 号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年川崎市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条の2関係）

年金補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,799円	14,597円
20歳以上25歳未満	6,260円	14,597円
25歳以上30歳未満	6,874円	16,191円
30歳以上35歳未満	7,157円	19,610円
35歳以上40歳未満	7,534円	22,499円
40歳以上45歳未満	7,697円	24,084円
45歳以上50歳未満	8,007円	26,238円
50歳以上55歳未満	7,821円	26,868円
55歳以上60歳未満	7,536円	27,949円
60歳以上65歳未満	6,450円	23,237円
65歳以上70歳未満	4,400円	17,755円
70歳以上	4,400円	14,597円

別表第3中「85,490円」を「90,790円」に、「42,700円」を「45,400円」に改める。

第11号様式の2注意事項第4項第2号中「85,490円」を「90,790円」に、「42,700円」を「45,400円」に改め、同項第3号中「85,490円」を「90,790円」に、「42,700円」を「45,

400円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

3 新規則別表第3の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、適用日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。